

議案第 25 号

ふれあい茶屋の指定管理者の指定について

ふれあい茶屋の指定管理者を指定したいので地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 ふれあい茶屋
- 2 指定管理の範囲 ふれあい茶屋及び敷地
- 3 指定管理の相手方 五ヶ瀬町大字三ヶ所 8405 番地 1
 過疎地域活性化施設運営委員会
 会長 川 田 稻 穂
- 4 業務の内容 ふれあい茶屋施設及び敷地の維持管理
 町内特産品の委託販売及び加工販売
 施設利用の促進
 その他施設の目的達成に必要な事業
- 5 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から
 平成 36 年 3 月 31 日

平成 31 年 3 月 1 日提出
五ヶ瀬町長 原 田 俊 平

平成 年 月 日
五ヶ瀬町議会議長 小 笠 まゆみ